

**令和8年度 大阪市病児・病後児保育事業（病児対応型）
委託事業者募集要項**

**令和8年6月
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課
（子育て支援グループ）**

令和8年度 大阪市病児・病後児保育事業（病児対応型） 委託事業者募集要項

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業（病児対応型）業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（２）募集する実施区

西区、天王寺区、西淀川区、淀川区、東成区、生野区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区

（３）事業内容

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であり、大阪市病児・病後児保育事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3条第1号に掲げる事業を実施すること。（以下、実施要綱第3条第1号に掲げる事業を実施する施設を「病児保育施設」という。）

実施要綱第3条第1号

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

（参考）

実施要綱第3条第1号における「保育所等」とは、保育所（園）、認定こども園、児童養護施設、乳児院、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設、その他保育を適切に行うことができる施設をいう。

（４）対象児童

次のア又はイに該当する児童

ア 大阪市内に居住し、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

イ 大阪市内に居住し、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(5) 定員

定員については特に制限は設けていないが、(6) 実施要件に見合った定員であること

(6) 実施要件

ア 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であつて、次の各号の基準を満たすこと。

- (ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有し、採光及び換気が確保されていること。
- (イ) 保育室の面積は利用児童1人当たり概ね1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。
- (ウ) 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であつて、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上とすること。
- (エ) 調理室を有すること。事業専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。
- (オ) 非常口、二方向の避難経路を確保し、乳幼児の安全性の確保に十分に配慮するとともに、実施施設を2階以上に設ける場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号を満たすこと。
- (カ) 手洗い設備の設けられた便所を設置すること。なお、本事業専用の便所を設けることが望ましいが、やむを得ず本体施設と兼用する場合には、保育室、観察室又は安静室、調理室とは区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであることとし、児童の動線や汚物の処理方法などに十分留意すること。
- (キ) 便所以外の部分に児童用手洗い設備を設けることが望ましい。
- (ク) その他、本事業の実施に必要な用具・設備を備えていること。

イ 職員配置

児童の看護を担当する、看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童概ね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童概ね3人につき1名以上配置すること。

また、本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

ウ 事業計画

厚生労働省研究事業の「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」、大阪市が作成する「こどもの保健」、(一社)全国病児保育協議会が発行する「病児保育マニュアル」等に準拠した、次の観点の対策を講じていること。

- (ア) 児童の病状に応じて安静を保てるような保育を実施するための、受入れから翌日までの職員の行動スケジュールを含んだ、デイリープログラムを作成していること。
- (イ) 感染症対策において、他の児童及び職員への感染を防止するためのマニュアル等が作成、周知されていること。
- (ウ) 施設内の清掃、消毒、殺菌など衛生管理に関する方策を作成していること。
- (エ) 児童への食事提供について、病状にあわせた献立や調理法を計画していること。また、特別に配慮を要する児童(アレルギー児等)の食事についても対応できること。

- (オ) 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築していること。
- (カ) 病院・診療所以外で実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定していること。
- (キ) 緊急時の対応について、指導医又は協力医療機関とあらかじめ文書により取り決めを行っていること。
- (ク) 病児保育室内外での事故防止・安全対策、災害時の対応として各種マニュアル等が作成、周知されていること。（SIDS 予防策、危機管理マニュアル、災害発生時の計画、緊急時連絡体制、保険加入状況）
- (ケ) 個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者の義務に基づいた規定が作成され、周知されていること。個人情報は、施錠可能なロッカー等に保管されていること。

（７）実施日及び実施時間

ア 事業の実施日は、原則として、次の各号に掲げる日を除く毎日とすること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

（ア）日曜日

（イ）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（ウ）12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）

イ 事業の実施時間は、原則として、午前8時から午後5時までとする。ただし、地域の実情により時間を延長して実施することが適切であると考える場合は、時間を延長して実施すること。

事業の実施にあたっては、午前8時から午後5時の9時間を原則とする「基本時間」と、基本時間を超えて受け入れる「延長時間」を本市に届け出ること。ただし、「延長時間」は30分単位で設定すること。

（８）利用料

ア 基本時間の利用料

基本時間の利用料は次のとおりとし、事業者が直接徴収のうえ、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の財源とする。

日額 2,500円

ただし、給食費など利用児童個々の処遇に要する経費については、別途実費相当分として徴収することができる。

イ 基本時間の利用料の減免

基本時間の利用料については、所得税非課税世帯は1,200円、生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料、児童手当所得制限限度額内のひとり親世帯のうち、所得税課税世帯は1,200円、所得税非課税世帯は600円に減免すること。（利用料減免分については、原則、四半期毎に本市が委託料として支出する。）

ウ 延長時間の利用料

延長時間の利用料は次のとおりとし、事業者が直接徴収のうえ、当該事業の歳入として

適切な会計処理を行い、事業経費の財源とする。

延長時間の利用 1 人につき 30 分まで毎につき 200 円

なお、延長時間の利用料については、減免は行わないこと。

エ 大阪市子育てサポートアプリ・クーポンへの対応

利用料及び事業計画書に記載した実費相当分として別途徴収する額については、大阪市子育てサポートアプリを活用し、令和 8 年秋以降に配付予定の電子クーポンによる支払いを可能とすること。（電子クーポンの詳細は現在調整中であるが、保護者の端末から二次元コードを読み取る等での支払いを想定している。電子クーポンの利用手順、マニュアル及び精算方法等は決まり次第別途説明する。）

【参考】大阪市ホームページ

- ・ [子育て家庭の強い味方！大阪市子育てサポートアプリ](#)
- ・ [子育て支援メニュー等に利用できる電子クーポンを令和 8 年秋以降配付する予定です](#)

(9) 委託料 令和 8 年度

基本分		年額 9,459,000 円（事業の実施期間が 1 年に満たない場合は 788,000 円×実施月数により算出される額）	
加算分	利用人員加算 （年間延べ利用人数による）	50 人以上 100 人未満	1,180,000 円
		100 人以上 150 人未満	1,770,000 円
		150 人以上 200 人未満	2,360,000 円
		200 人	3,540,000 円
		201 人以上 1 人につき	11,800 円加算
	世帯区分加算 （該当する世帯区分の年間延べ利用人数による）	生活保護世帯、市民税非課税世帯 1 人につき	5,000 円加算
		所得税非課税世帯かつひとり親世帯 1 人につき	4,400 円加算
		所得税非課税世帯 1 人につき	3,800 円加算
		所得税課税世帯かつひとり親世帯 1 人につき	3,800 円加算
		所得税課税世帯 1 人につき	2,500 円加算
	時間延長加算 （延長時間を利用した年間延べ利用人数による）	延長時間の利用 1 人につき 30 分まで毎につき （基本時間の前後に延長時間を設定した場合、前後それぞれにおいて算定する。）	500 円加算
	当日キャンセル 対応（利用当日のキャンセルにより職員に余剰が生じた場合の年間延べキャンセル回数による）	25 回以上 50 回未満	247,900 円
		50 回以上 100 回未満	502,500 円
		100 回以上 150 回未満	670,000 円
		150 回以上	1,005,000 円

	感染症対応加算 (感染防止対応 のための保育士 を加配した日数 による)	年間開所日数の半分を超えた場 合	1,542,000 円
--	--	---------------------	-------------

※委託料の使途としては、人件費、事業運営費（保健衛生費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費等）、保険料など。

※令和9年度以降の委託料については、国の基準額の改定等に伴い変更する場合がある。

(10) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(11) 開設準備経費等に係る補助金

ア 病児保育施設開設準備経費補助金

(ア) 補助対象者

本件事業者募集に応募し、本市の審査により新たに承認された者であって、令和9年4月1日に病児保育施設を新規開設することができる者。ただし、本件事業者募集に応募した時点で現に本市から委託を受けている、実施要綱第3条第2号に規程する事業を実施する施設（病後児保育施設）において病児保育施設を新規開設する場合は、本補助金の対象とはならない。

(イ) 補助対象となる経費

- ・病児保育施設の新規開設を予定している建物の改修に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な経費であって、設計料及び設計監督料をいい、その額は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、工事請負費の対象となるのは、病児保育施設の新規開設にあたり実施要綱で必要とされるもの、関係法令で適合が求められるもの及び実施要綱で定められていないが保育する上で本市が必要と認めるもの（病児保育事業と関係性があり、病児保育施設を運営する上で日常的に使用すると考えられる設備であること。）とし、現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、補助対象としない。
- ・病児保育事業の実施にあたって必要となる初度備品購入費（備品の配送費、設置費、工事費を含み、リースによるものは除く。）
- ・病児保育施設の新規開設にあたっての広報経費
- ・新たに契約した賃貸物件を活用して病児保育施設の新規開設を行う場合に必要な礼金及び開設前1か月の賃借料（専ら病児保育施設として使用する物件のみとし、賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。）
- ・ただし、下記イの病児・病後児保育事業予約システム整備補助金において補助の対象となる経費は、本補助金の対象とはならない。

(ウ) 補助基準額

補助対象となる経費のうち事業実施者が実際に支払う又は支払った経費（※上限4,600,000円）とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※改修経費＋初度備品購入費＋広報経費 上限4,000,000円

※礼金＋開設前1か月の賃借料 上限600,000円

(エ) その他

- ・契約は補助金の交付決定後になる。
- ・補助金により購入した備品を処分した場合は、補助金の返還を求めることがある。

イ 病児・病後児保育事業予約システム整備補助金

※以下のとおり予約システムの整備補助金を用意しているが、まずは大阪市子育てサポートアプリの利用予約機能（無料）の活用を検討すること。

(ア) 補助対象者

本件事業者募集に応募し、本市の審査により新たに承認された者であって、令和9年4月1日に病児保育施設を新規開設することができる者

(イ) 補助対象となる経費

- ・利用予約日前日の業務終了から利用予約日当日の業務開始までの間において、利用予約をした者が利用を必要としなくなった場合に、インターネットを介して利用予約のキャンセルができるとともに、利用予約のキャンセルがあった場合に利用キャンセル待ちをしている者に自動で順次連絡し、連絡を受けた者が利用予約することを可能とする機能を含むシステムの導入に係る経費。ただし、定期的に発生するシステムの使用料、通信費、機器購入費及び機器のリース料は補助対象としない。
- ・前号のシステムの導入時に行うカスタマイズ（本事業と関係性があり、本事業の実施にあたって必要となるカスタマイズに限る。）に係る経費
- ・補助金の交付を受けようとする者が、本事業以外の事業において、カスタマイズを行うことにより前記の仕組みを導入することができる場合は、当該カスタマイズに係る経費

(ウ) 補助基準額

補助金の交付対象となる事業に要する経費の2分の1とし、補助限度額は200,000円とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(エ) その他

契約は補助金の交付決定後になる。

ウ 病児・病後児保育事業賃料補助金

(ア) 補助対象者

本市が委託し、本事業を実施する事業者

(イ) 補助対象となる経費

本事業の実施場所として使用する賃貸物件にかかる建物賃借料（管理費、共益費を除く）

(ウ) 補助基準額

月額400,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じること

がある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

なお、本契約は、令和9年度予算の発行をもって有効とする。

(2) 委託料の支払い

委託料は、原則、四半期毎に支払う。ただし、基本分については、事業開始当初に支払うことができる。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

保証人 不要

(5) 次年度の契約更新

次年度の契約更新にあたって、本市より意向確認を行う。委託事業者が2(6)実施要件等の条件を満たし、十分な受入れ実績がある等、適正な事業運営が行われていると認めた場合、継続して契約することができる。また、必要に応じて、実施状況の調査を行う場合があるため、対応すること。

契約更新の決定は、年度末に本市にて行うが、今後の施策方針や予算状況により変更される場合がある。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

また、委託契約事項を遵守しない、受入れ実績がないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、受注者の損害に対して本市は賠償しない。また、取消しに伴う本市の損害について、受注者に損害賠償を請求することがある。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

5 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は選定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 役員に次の各号に該当する者がいる法人等
 - ア (1) に該当する者
 - イ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 民事再生法、会社更生法の適用を申請した法人
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした法人等
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人等

6 スケジュール

公募開始	令和8年6月23日（火）
説明会	令和8年7月9日（木）、令和8年7月15日（水）
申請書等の提出期限	令和8年8月24日（月）
審査結果通知	令和8年10月予定
事業開始	令和9年4月1日（木）

7 応募手続き等に関する事項

申請の受付、質問等にあたっては、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は行わない。

(1) 募集要項の配付

- ア 配付期間：令和8年6月23日（火）から令和8年8月24日（月）
- イ 配付場所：本市ホームページにて公開
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000539156.html>)

(2) 説明会

「大阪市病児・病後児保育事業委託事業者募集にかかる説明会参加申込書」（様式9）に必要事項を記入のうえ、下記表の参加申込期限までに、電子メールで下記あて申し込むこと。既存の委託事業者を除き、原則、応募事業者は、説明会へ参加すること。

（メール送付先）

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（子育て支援グループ）

メール：fb0007@city.osaka.lg.jp

開催日時	開催場所	受付時間	参加申込期限
令和8年7月9日（木） 午後1時30分から3時30分	大阪役所 3階 301会議室	午後1時15分から	令和8年7月1日（水） 午後5時

令和 8 年 7 月 15 日 (水) 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分	大阪市役所 3 階 301 会議室	午前 9 時 15 分から	
--	-------------------------	---------------	--

※申込状況等によって、参加日時の調整を依頼する場合がある。

(3) 申請書等の提出

ア 申請書等の受付期限

令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 5 時まで

書類確認に約 1 時間程度を要するため、あらかじめ来庁日時を電話により連絡すること。

郵送、FAX、電子メール等による受付は行わない。

イ 提出書類

(ア) 申請書類

次表に掲げる書類を 1 部提出すること。

提出書類名称	様式
(1) 大阪市病児・病後児保育事業委託事業者申請書	様式 1
(2) 大阪市病児・病後児保育事業委託事業者申請にかかる誓約書	様式 2
(3) 印鑑証明書 ※申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から 3 月以内のもの	証明書(原本)
(4) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合) 住民票の写し(個人の場合)	
(5) 大阪市区に係る納税証明書(直近 2 か年分) ※提出日において発行の日から 3 月以内のもの ※市町村民税の納税証明書について、非課税等の理由により発行されない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。理由書の様式は任意であるが、(3) の印鑑証明書の印が押印されたものであること。	

(イ) 事業計画書類

次表に掲げる書類を正 1 部、副 4 部(副は複写可)提出すること。

また、番号順に A 4 フラットファイルに綴じ、提出書類の番号毎にインデックス((1)～(15)と記載)を付けて提出すること。(様式 3 において、「作成している場合は、参考資料として添付すること」と記載のある書類を提出する場合は、様式 3 の次に並べ、「参考」と記載したインデックスを付けること。)なお、各書類はホチキス等でとめないこと。

提出書類名称	様式
(1) 大阪市病児・病後児保育事業事業計画書	様式 3
(2) 最寄駅から実施施設までの経路及び非常時の避難場所までの避難経路等がわかる地図	任意様式
(3) 実施施設周辺の環境がわかる写真(撮影した場所を(2)の地図に明示すること。)	任意様式
(4) 実施施設建物の平面図(整備を予定している場合は整備前・整備後の平面図の両方及び整備費用の見積書(内訳が明示されたもの)を添付すること)	任意様式
(5) 実施施設建物の登記事項証明書	証明書(原本)

(6) 賃貸借(使用貸借)契約書又は賃貸借(使用貸借)契約書(案) (応募者の自己所有の施設である場合は提出不要)	任意様式
(7) 物件使用確認書(応募者の自己所有の施設である場合は提出不要)	様式4
(8) 採光及び換気、非常口、二方向避難経路の状況がわかる図面(地上までの避難経路が分かるものであること)及び写真(どの場所を撮影したものであるか図面に明示すること)	任意様式
(9) 大阪市病児・病後児保育事業の実施にかかる協力医療機関との連携確約書又は大阪市病児・病後児保育事業の実施にかかる指導医との連携確約書 (応募事業者が医療機関であって、病院・診療所に併設し本事業を実施する場合は提出不要。)	様式5-① 又は 様式5-②
(10) 大阪市病児・病後児保育事業収支予算書(令和8、9年度)	様式6
(11) 法人等概要	様式7
(12) 法人定款又は寄付行為(個人の場合は開設届出の写し等)	任意様式
(13) 法人役員の名簿及び履歴書、評議員会を設置している場合にはその名簿 (個人の場合は提出不要)	任意様式
(14) 直近2事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書(財務諸表がない場合は、銀行残高証明等、現在の資産、財務状況がわかる資料。銀行残高証明が複数ある場合は同一日現在で提出することが必要)	任意様式
(15) 保育事業等の実績	様式8

ウ 提出場所

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課 (子育て支援グループ)

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所 2 階北側

(電話：06-6208-8112)

エ 応募上の注意事項

(ア) 提出期間終了後の提出書類の追加及び差し替えは、原則として認めない。

(イ) 応募に要する経費は、申請者の負担とする。

(ウ) 法人等から提出された事業計画書等の書類の著作権は応募法人等に帰属する。ただし、提出された書類については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。

(エ) 提出後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

(オ) 提出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の申請は無効とする。

8 審査に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	審査内容(概要)
事業者概要	事業の運営方針について 事業者の財務内容について 事業の実績について
事業計画	事業実施場所の状況・施設改修計画について 開所日・開所時間について 職員配置計画について 別途徴収金について 医療機関等との連携体制について
事業実施内容	保育・看護の内容について 利用手続きについて 食事について 児童の安全確保・事故等への対応について

(2) 審査方法

提出書類にて審査を行う。必要に応じて、事業実施予定施設の実地調査や事業計画書等の内容に関する専門的かつ技術的な聞き取り調査により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者として決定する。

(3) 失格事由

次の事由に該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、文書で通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

9 事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等の関係法令の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(2) 情報公開への対応

事業者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

(3) 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- ・ 児童福祉法
- ・ 医師法
- ・ 保健師助産師看護師法

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 大阪市個人情報保護条例
- ・ 大阪市情報公開条例
- ・ その他関連法規

なお、申請者が医療法人の場合は、参加申請の前に法人の所轄庁に相談すること。

また、本事業は社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業であるため、児童福祉法の規定に基づき、事業開始前に病児保育事業開始届を本市へ提出する必要がある。

(4) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(5) 危機管理体制

事業者は、当該施設の安全管理を徹底し、定期的に火災などの避難訓練や防犯訓練を行うなど、事故防止に努めること。

10 担当課

大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課（子育て支援グループ）

住 所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電 話：06-6208-8112

FAX：06-6202-6963

電子メール：fb0007@city.osaka.lg.jp